

## 川崎市病院局育児休業代替任期付職員の採用等に関する要綱

平成 21 年 4 月 1 日

21川病総庶第309号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により任期を定めて採用する職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業代替任期付職員の採用)

第2条 川崎市病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、法第2条第2項又は法第3条第1項の規定による請求があった場合（当該請求にかかる期間が1年以上である場合に限る。）において、育児休業代替任期付職員を採用する以外に当該請求をした職員（以下「対象職員」という。）の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該請求にかかる期間について当該業務を処理するため、育児休業代替任期付職員を採用するものとする。この場合において、育児休業代替任期付職員の任期は、当該請求にかかる期間を限度とし、原則として1年以上とするものとする。

(選考の実施)

第3条 管理者は、育児休業代替任期付職員を採用しようとするときは、別に定める手続により選考を実施するものとする。

(所属長等の責務)

第4条 所属長等は、育児休業代替任期付職員の採用に関する対象職員の育児休業取得期間について、当該対象職員の不利益となるような働きかけを行ってはならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。